

○ 特定金融指標算出者に関する内閣府令（平成二十七年内閣府令第三十九号）

改正案	現行
<p>（特定金融指標算出者による届出書類の添付書類） 第四条 法第五十六条の八十六第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）であるときは、次に掲げる書類 イ〜ハ（略）</p> <p>二 役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの代表者又は管理人を含む。）の婚姻前の氏名を当該役員の名に併せて法第五十六条の八十六第一項の書類に記載した場合において、ハに掲げる書類が当該役員の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書類</p> <p>イ 履歴書</p> <p>ロ 住民票の抄本又はこれに代わる書面</p> <p>ハ 個人の婚姻前の氏名を当該個人の氏名に併せて法第五十六条の八十六第一項の書類に記載した場合において、ロに掲げる書類が当該個人の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面</p>	<p>（特定金融指標算出者による届出書類の添付書類） 第四条 法第五十六条の八十六第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）であるときは、次に掲げる書類 イ〜ハ（略）</p> <p>（新設）</p> <p>二 個人であるときは、履歴書及び住民票の抄本又はこれに代わる書面</p>

(変更の届出)

第六条 法第五十六條の八十六第四項の規定により届出を行う特定金融指標算出者は、変更のあった日から二週間以内に、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、当該各号に定める書類は、当該届出書の提出後遅滞なく提出すれば足りる。

一 (略)

二 法第五十六條の八十六第一項第三号に掲げる事項について変更があった場合 次に掲げる書類

イ (略)

ロ 新たに役員となつた者に係る次に掲げる書類

(1)・(2) (略)

(3) 婚姻前の氏名を、氏名に併せて届出書に記載した場合において、(2)に掲げる書類が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

三 第三条第二号に掲げる事項について変更があつた場合 新たに代表者又は管理人となつた者に係る次に掲げる書類

イ・ロ (略)

ハ 婚姻前の氏名を、氏名に併せて届出書に記載した場合において、ロに掲げる書類が当該婚姻前の氏名を証するものでないと

(変更の届出)

第六条 法第五十六條の八十六第四項の規定により届出を行う特定金融指標算出者は、変更のあった日から二週間以内に、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、当該各号に定める書類は、当該届出書の提出後遅滞なく提出すれば足りる。

一 (略)

二 法第五十六條の八十六第一項第三号に掲げる事項について変更があった場合 次に掲げる書類

イ (略)

ロ 新たに役員となつた者に係る次に掲げる書類

(1)・(2) (略)

(新設)

三 第三条第二号に掲げる事項について変更があつた場合 新たに代表者又は管理人となつた者に係る次に掲げる書類

イ・ロ (略)

(新設)

きは、当該婚姻前の氏名を証する書面